

○共立蒲原総合病院組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例

〔昭和36年9月28日〕  
〔条例第19号〕

改正 平成11年12月27日条例第11号

令和元年11月27日条例第4号

(この条例の目的)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し規定することを目的とする。

(懲戒の手続)

**第2条** 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に対して行わなければならない。

(減給の効果)

**第3条** 減給は、1日以上6ヶ月以下の期間、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬（共立蒲原総合病院組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年共立蒲原総合病院組合条例第5号）第19条から第23条までに規定する報酬を除く。）の額）5分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

**第4条** 停職の期間は、1日以上6ヶ月以下とする。

2 停職者は、その職を有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(この条例の実施に関し必要な事項)

**第5条** この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成11年12月27日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

**附 則**（令和元年11月27日条例第4号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。